

2025 年 6 月 16 日

各 位

高知市はりまや町 2 丁目 4 番 4 号
高知信用金庫

当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当金庫を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

1. 対象となる預金等

2015 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限(※)

2026 年 6 月 15 日

(※)法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以 上

本件に関する詳細は、本部業務サポート部までご照会ください。

【ご照会先】高知信用金庫業務サポート部

電話番号：0120-101056

受付時間：平日 9:00～17:00